

宮城県教育委員会が育鵬社版歴史教科書を採択したことに抗議し、採択のやり直しを求める

- 1 本年8月20日、宮城県教育委員会は、県立中学校（仙台二華中学校、古川黎明中学校）で2016年度から4年間使用する歴史教科書に育鵬社版教科書を採択した。
- 2 育鵬社版の歴史教科書は、「自虐史観」からの脱却を唱え、日本の引き起こしたアジア太平洋戦争が、アジア諸国の独立につながったと教え、日本の加害責任については曖昧な記述にとどまっている。さらに、明治憲法を賛美する一方、日本国憲法は連合国から押し付けられたものであるかのように記述している。
このような育鵬社の歴史教科書に対しては、歴史観・憲法観があまりにも一面的で教育基本法や学習指導要領に照らしても問題があるとして、多数の有識者や市民がその採択に反対の声をあげており、私たち自由法曹団も、本年7月10日、宮城県教育委員会に対して、意見書を提出し問題を指摘した。
今回の採択は、かかる批判・反対の声を全く無視して行われた暴挙と言わざるを得ず、極めて遺憾である。
さらに、今回の育鵬社の教科書採択は、「新しい歴史教科書をつくる会」宮城県支部支部長による「中学校で使用する歴史・公民教科書の採択に関して宮城県教育委員会の指導強化を求める」請願に対して、多くの宮城県民の反対の声を押し切って宮城県議会が2013年10月30日に強行した採択に呼応するものにほかならず、宮城県教育委員会自らが教育の政治的中立性を蔑ろにしたとの批判を免れない。
- 3 中学生という時期は、人格的成長の途上の重要な時期にあり、未だ批判能力が十分に育っているわけではない。中学生への歴史の授業において、育鵬社版教科書が使用されることになれば、上記のような一面的で偏った教育が行われることになり、生徒に回復しがたい重大な悪影響が及ぼされることが強く危惧される。
また、義務教育を修了させ、将来の主権者を育てる教育を行うという中学校の位置づけからしても、憲法について偏った記述が多い同教科書の使用は不適切といわざるを得ない。
さらに、日本の侵略戦争の事実の否定し、国際問題の平和的な解決を軽視する教科書による学習を強いることは、日本の将来に重大な問題を引き起こし、国内はもちろん、アジア近隣諸国からも厳しい批判を受けることは確実である。
- 4 われわれ自由法曹団は、宮城県教育委員会の今回の歴史教科書の採択に対し抗議するとともに、同教育委員会に対し、改めて採択をやり直し、育鵬社版教科書を採択しないよう求めるものである。

2015年8月24日

自由法曹団
団長 荒井 新 二

自由法曹団宮城県支部
支部長 小野寺 義 象